

別表

事業区分	事業種目(事業内容)及び対象経費	事業実施主体	補助率	補助事業者
1 拠点産地の計画づくり・実行支援	(1) 計画策定や見直しに必要な取組支援 (事業内容) 水田園芸拠点づくり計画の策定、見直しを支援 (対象経費) ・研修会の開催、先進地視察等の計画策定、見直しに要する経費	農業者の組織する団体 等	1/2以内 ※補助金額は500千円/事業を上限とする	市町村、産地協議会、農業協同組合等
	(2) 計画実行に必要な取組支援 (事業内容) 策定した水田園芸拠点づくり計画の実行を支援 (対象経費) ・栽培、作業受託、流通等に係る実証、研修会開催、先進地視察等の計画実行に要する経費	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)農事組合法人 (4)農業者の組織する団体 (5)農業協同組合 (6)市町村農業振興公社 (7)その他知事が認める者		
	(3) 新たに県推進品目に取り組む担い手に対する支援 (事業内容) 新たに県推進品目に取り組む農業者の栽培実証を支援 (対象経費) ・排水対策に必要な機械レンタル費、種苗費、資材費等の栽培実証に要する経費	新たに取り組む農業者 (要件) 露地品目は概ね10a以上、施設品目は概ね2a以上の栽培実証に取り組むこと		
2 拠点産地の体制づくり支援	(1) 機械共同利用の体制づくり支援 (事業内容) 農業者が共同で利用する機械や農業者へ貸出する機械の導入を支援 (対象経費) ・共同利用機械、貸出用機械の購入に要する経費 (排水対策、畝立て・移植、防除、収穫、調製作業用等)	(共同利用機械) 水田園芸拠点づくり計画及び地域計画に位置付けられた者(認定農業者、集落営農組織等)で構成する共同利用組織	①1/2以内 (要件) 水田園芸拠点づくり計画において、露地品目は3ha以上、施設品目は30a以上規模拡大すること ※補助金額は10,000千円/事業を上限とする	市町村、農業協同組合等
		(貸出用機械) 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)農業協同組合 (2)市町村農業振興公社 (3)その他知事が認める者		
	(2) 作業受託の体制づくり支援 (事業内容) 法人等が作業受託するために必要な機械等の導入を支援 (対象経費) ・作業受託用機械の購入に要する経費	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の法人等 (1)農業協同組合の出資法人 (2)市町村農業振興公社 (3)農事組合法人 (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5)その他知事が認める者	②1/3以内 ※①の要件に満たない場合(この場合でも水田園芸拠点づくり計画において規模拡大することを要件とする) ※補助金額は5,000千円/事業を上限とする	
	(3) 機械化等の推進 (事業内容) 経営体の規模拡大に必要な機械等の導入を支援 (対象経費) ・機械、施設等の整備に要する経費 (栽培用パイプハウス等の生産施設は対象外)	水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)農事組合法人 (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5)その他知事が認める者	1/3以内 ※補助金額は5,000千円/事業を上限とする	
(4) 広域での仕組みづくり支援 (事業内容) 国庫補助事業を活用した広域利用施設、一次加工施設等の整備を支援 (対象経費) ・機械、施設等の整備に要する経費	国庫補助事業活用者	1/6以内		

事業区分	事業種目(事業内容)及び対象経費	事業実施主体	補助率	補助事業者	
2 拠点産地の体制づくり支援	(5)ハウス等整備支援	農業用 〈賃貸〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられ、国庫補助事業を活用する以下の者 (1)リース会社 (2)市町村 (3)農業協同組合 (4)市町村農業振興公社等 〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられ、国庫補助事業を活用する以下の者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)農事組合法人 (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5)その他知事が認める者	①資材費の1/4以内及び施工費の1/2以内 ※産地生産基盤パワーアップ事業を活用する場合	市町村	
			②1/4以内 ※①以外の国庫補助事業を活用する場合 ※①、②いずれの場合も地域研修用ハウスの補助金額は、10,000千円/事業を上限とする		
			地域研修用 〈取得〉 島根県地域研修制度事業実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める協定経営体		
		イ 県・市町村事業型 (事業内容) ミニトマト、アスパラガス栽培用ハウス等の取得又は賃貸を支援 (対象経費) ・ミニトマト、アスパラガス栽培ハウス又は研修用ハウスの本体とその付帯設備の整備に要する経費	農業用 〈賃貸〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)市町村 (2)農業協同組合 (3)市町村農業振興公社 〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)農事組合法人 (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5)その他知事が認める者		1/4以内 ※ただし、市町村等からハウス等整備に係る総事業費の1/4以上の補助を受けられることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限る
					※地域研修用ハウスの補助金額は、10,000千円/事業を上限とする
					地域研修用 〈取得〉 島根県地域研修制度事業実施要綱(令和4年3月23日付け農第1134号)第4に定める協定経営体
ウ 県単独事業型 (事業内容) ミニトマト、アスパラガス栽培用ハウス等の取得を支援 (対象経費) ・ミニトマト、アスパラガス栽培ハウスの本体とその付帯設備の整備に要する経費	農業用 〈取得〉 水田園芸拠点づくり計画に位置付けられた以下の者 (1)認定農業者 (2)認定新規就農者 (3)農事組合法人 (4)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (5)その他知事が認める者	1/3以内			

(注) 事業実施主体及び補助事業者は、事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした運営等に係る規約が定められていること